

社会福祉法人釧路のぞみ協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路のぞみ協会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 監事については、報酬を支給するものとし、その額は別表1に定める額とする。
- (2) 監事を除く役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2の通り、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- (3) 交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づきその実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬の額の算定方法)

第3条 この法人の全監事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 監事に対する報酬は、定期監査の都度支給する。

- 2 理事・評議員に対する費用は、理事会または評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規定第10条第2項の法人役員・施設長の区分を適用する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

平成29年6月22日 一部改正

平成29年12月21日 一部改正

別表 1

名 称	報 酬	備 考
監事監査指導報酬（年額） / 名	200,000 円	(定期監査年 4 回) (50,000 円/回)

別表 2

名 称	実費弁償	備 考
理事会及び評議員会への出席	3,000 円/回	
上記の他、法人又は施設業務のための出勤	3,000 円/回	